

国内でのアクシデントには

保険金請求に必要な書類

保険金種類	入院・通院 保険金	後遺障害 保険金	死亡 保険金
保険金請求書類	○	○	○
保険金請求書	○	○	○
診療状況申告書	○	○	○
同意書	○	○	○
診断書	○	○	○
後遺障害診断書	○	○	○
事故証明書	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○	○	○
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本	○	○	○
委任状	○	○	○
念書	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○
当該カードの利用を証明する書類	○	○	○

※○印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
※保険金のご請求が10万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

日本語緊急援助サービス

三井住友海上の緊急アシスタンスサービス(年中無休・24時間・日本語受付)

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。
本人会員以外のご家族の方は、原則アシスタンスサービスはご利用できません。

サービス内容

- ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
・医師・医療施設の紹介・案内
・医療費キャッシュレスサービス
・患者の医療施設への移送
・患者の本国への移送
・現地での医師の緊急派遣
・医薬品類の緊急手配
・通訳の紹介・手配
 - ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス
・現地でのご遺体の埋葬
・ご遺体の本国への移送
 - その他のアシスタンス
・救護者の渡航・宿泊手配
・遭難された場合の捜索・救助
 - 法律上のアシスタンス
・弁護士との紹介・手配など
- ※本サービスご利用の際は、事前に各滞在地に応じた緊急アシスタンスサービスセンターまでご連絡いただき、オペレーターのご案内に従ってご利用ください。

サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様は自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、お支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を会員の皆様にご負担いただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

ご連絡先

- お客さまのご滞在地域により、それぞれ下記「緊急アシスタンスサービスセンター一覧」の各センターでお受けします。通話料無料でおかけになれます。(★はコレクトコールでおかけください。)
※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

緊急アシスタンスサービスセンター一覧

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ合衆国／ハワイ	1-855-873-1203
カナダ	1-855-478-2804
ブラジル	0800-892-3167
メキシコ	01-800-112-2681
中国(北部)	4001-205921 または 10800-813-2919
中国(南部)	4001-205921 または 10800-481-3143
香港	800-962744
台湾	00801-814727
韓国	00798-817-1819
シンガポール	800-810-2420
インド	000-800-1008-705
インドネシア	001-803-00811-352
タイ	001-800-814-5245
フィリピン	1-800-1-816-0316
マレーシア	1-800-81-7331
オーストラリア	1-800-050-312
ニュージーランド	0800-466-195

★はコレクトコールでおかけください。

ご滞在地	電話番号
イギリス	0808-234-1808
イタリア	800-877122
オーストリア	0800-297-907
オランダ	0800-022-5408
ギリシャ	00-800-161-2207-8488
スイス	0800-83-8829
スペイン	900-9-581-90
ドイツ	0800-1811-257
フランス	0800-919-163
ロシア	8800-100-8577
上記以外の地域または無料電話がご利用いただけない場合	81-18-872-0373★

※中国北部・・・華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)
中国南部・・・上記以外(上海市、重慶市等)

※滞在の国・地域によっては無料電話にて対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ロミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

ショッピング保険(動産総合保険)

1. 補償内容

対象カード会員が当該カードを利用して購入した1点1万円以上の商品が、購入日(配送等による場合には商品の到着日)より180日以内に破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償されます。

2. 自動的に補償されます

事前にご通知いただくことは必要ありません。当該カードでお買い上げいただいた1点1万円以上の商品について、自動的に補償されます。

3. 被保険者

対象カード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

4. 補償期間

対象カード会員である期間(会員資格を失った日以降に生じた損害は補償されません。)

5. 期間中の補償限度額

会員1名につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額	50万円(会員1名・年間)
自己負担額	3,000円(1事故・1商品)
対象期間	購入日より180日間
対象となる商品	1点(注)1万円(税込)以上の商品

(注)付属品を含みます。

6. お支払いする保険金の額

当該カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した金額をお支払いいたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を当該カードで支払った場合には、当該カードのご利用金額を限度とします。

7. 補償の対象とならない主な商品

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ウインドサーフィン、ラジコンコントロール模型およびこれらの付属品
- 携帯式電子機器(携帯電話、ポケットベル等の通信機器、ノートパソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品)
- 銃器、銃弾、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券類(鉄道・船舶の乗車船券、航空機の航空券およびこれらの定期券等)、宿泊券、観光券および旅行券、旅行小切手、プリペイドカード、電子マネーその他あらゆる種類のチケット
- 食料品
- コンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに類するもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
- 書画、骨董、彫刻物、その他の美術品
- 不動産および不動産に準ずるもの
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- ギフトカードで購入した商品
- 他人より委託されて購入した商品

8. 補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- 保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、おずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- 国または公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質に起因する損害
- 紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに伴って生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 故障による損害
- 商品の誤った使用に起因する損害
- 商品の配送中に生じた損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 液体である商品が流出することにより、その商品自体に生じた損害
- 商品の保管場所において、普通能力のある満15歳以上の者の不在時に生じた盗難による損害(不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます)

9. 保険金請求

- 補償の対象となる損害が発生したら、会員はただちにVJ保険デスク(三井住友海上)にお電話にてご連絡ください。
- 後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
- 保険金請求に必要な書類

保険金種類	破損事故 保険金	盗難事故 保険金	火災事故 保険金	その他の事故 保険金	備考
保険金請求書類					
保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
罹災証明書および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
売上票(お客様控)	○	○	○	○	
損害を受けた対象物(現物)	○		○	○	
損害状況写真	○		○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

- (注)①○印は必要な書類。○印は場合によって必要な書類です。
②全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
③上記各書類はコピーではなく原本が必要です。
④盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
⑤配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。
⑥上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問い合わせ

VJ保険デスク(三井住友海上)

受付時間 日本時間 9:00~17:00 年中無休

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

■国内から **0120-240-057(無料)**

■海外から 国際番号 81 - 地域番号 18 - 地域内番号 803-0077(コレクトコール可)